

平成23年(ワ)第34419号 慰謝料請求事件

原告

被告 東京電力株式会社

準備書面(10)

平成26年1月27日

東京地方裁判所民事第25部甲1B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 紀 藤 正 樹

同 藤 田 城 治

同 石 田 拓 時

同 大 橋 正 典

同 川 井 康 雄

同 中 森 麻 由 子

同 花 澤 俊 之

同 弘 中 絵 里

同 山 口 貴 士

目次

第1	被告準備書面6に対する反論.....	3
1	はじめに	3
(1)	原告が請求する損害～慰謝料請求の枠組み.....	3
(2)	財産的損害の判断（相当因果関係）の枠組み	3
2	被告が「重大な不安」「具体的な不安」を自認していること	6
3	被告が甲18号証、甲20号証で検査費用等の支出行為について、相当因果関係の存在を自認していること	7
4	ステイトアクションの法理（the State Action Doctrine）による平等原則の直接適用ないし間接適用により、被告は、差別的対応は許されない ...	8
(1)	はじめに	8
(2)	ステイトアクションの法理（the State Action Doctrine 国家同視説） ...	9
(3)	ステイトアクションの法理適用の要件について	9
(4)	本件はステイトアクションの法理が適用される	10
(5)	私人間効力について.....	11
第2	乙15（東京地裁平成25年1月25日付け判決）は失当である.....	12
1	乙15は受忍限度の判断基準を示していない.....	12
2	健康に関するリスクに関する理由齟齬	12
3	自主避難の必要性・合理性に関する誤り	13
4	外国政府や外国企業の対応の過小評価.....	14
(1)	乙15の判断	14
(2)	外国政府は一般の日本国民以上の情報を収集できる	14
(3)	原子力先進各国政府の判断は自主避難の必要性・合理性を根拠づける	15

第1 被告準備書面6に対する反論

1 はじめに

(1) 原告が請求する損害～慰謝料請求の枠組み

本件は、原告が福島第1原発事故による「具体的な不安感・恐怖感」（原告準備書面（8）7頁以下）を強いられたことに基づく慰謝料請求（10万円。一部請求）と、これにより出費を余儀なくされた飲料水の購入費や検査費用等（現在整理中であるが、概要は原告準備書面（5）に記載。）の賠償を求めるものである。

このうち、慰謝料請求については、原告準備書面（8）に記載したとおり、① 本件事故や放射性物質の拡散状況に関し、一般人が受け取る情報内容を前提として（公調委と同じ）、② 申請人の生活状況の下で（公調委と同じ）、③ 本件放射能汚染により生命・健康・財産に関して具体的な不安を抱くことが合理的かつ相当と認められる場合に、慰謝料請求権が発生すること（原告準備書面（8））を根拠として主張するものである。

(2) 財産的損害の判断（相当因果関係）の枠組み

ア 一方の財産的損害については、次のように考える。

すなわち、原告が支出した、ミネラルウォーターや、ガイガーカウンターの購入費用、尿検査の費用等については本件事故と相当因果関係がある場合に、その賠償義務が認められることは異論のないところである。

そして、これら財産的損害との相当因果関係の判断にあたっては、本件事故と各支出行為との因果関係が社会通念上相当といえれば足り、上記の慰謝料請求権が発生する基準である「具体的な不安感」あるいは、公調委の基準で言うところの「重大な不安を抱くこと」が合理的かつ相当といえる場合に限定する必要はない。

イ 実際、1999年（平成11年）の東海村JCO臨界事故による

納豆製品の風評被害に関して、東京地裁平成18年4月19日判決（判時1960号64頁）は、事故発生直後に「茨城県などによって事故現場周辺の農林水産物、水質、加工品、等の安全性について調査が行われ、いずれも放射線ないし放射性物質による影響は認められない旨の結果が公表されていた」という事実はあるが、「原子力事故が放射線や放射能の放出といった目には見えない危険を伴うものであること、本件臨界事故が前記のとおり死傷者を出した重大なものであり、事故直後からマスコミで大々的に取り上げられていた」ことなどからすれば、「本件臨界事故後、原告の納豆製品を含む茨城県産の加工品について安全性が確認され、その旨のPR活動がなされていたとしても、」「消費者ないし消費者の動向を反映した販売店において、事故現場から10キロメートル圏内の屋内退避要請地域にある本社工場を「生産者」と表示した原告の納豆製品の危険性を懸念して、これを敬遠し、取扱いを避けようとする心理は、一般に是認できるものであり、それによる原告の納豆製品の売上減少等は、本件臨界事故との相当因果関係が認められる限度で本件臨界事故による損害として認めることができるというべきである。」と判示している。

ウ 判決は、理由中でも触れられているとおり、「本件臨界事故現場から一〇キロ圏内の屋内退避要請地域については、放射線及び放射性物質の放出による健康影響はないものとされているほか、一部新聞記事にはその旨の報道が先行的になされていたこと、本件臨界事故直後の平成一一年一〇月一日から同月五日にかけて、茨城県などによって事故現場周辺の農林水産物、水質、加工品等の安全性について調査が行われ、いずれも放射線ないし放射性物質による影響は認められない旨の結果が公表されていた」としても、事故現場から10キロ圏内の原告工場を生産者と表した製品の購入を避けようという「消費者行動」を社会通念上相当と一般に是認したものである。

すなわち、本判決は、このような一般市民の「消費者行動」に相当因果関係を認めたからこそ、「消費者行動」に基づく納豆製品の生産業者の収入減（いわゆる風評被害）が相当因果関係のある損害と判断されたというべきである。

そして、このような消費者の行動が社会通念上相当と判断される以上、原発事故のために消費者が余分に支出した費用も当然、本件事故と相当因果関係のある損害と評価されるべきことになる。

また、上記判断は、必ずしも「具体的な不安感（ないし公調委基準では「重大な不安」）を抱くことが合理的かつ相当といえる場合」に限定していない。上記事案は、「放射線ないし放射性物質による影響は認められない」と公表されていたにもかかわらず、消費者の回避行動による生産業者の収入減について、相当因果関係を認めた事案である。

このような「消費者行動」に基づいて「風評被害」を認めることは既に判例上も定着しているうえ、被告も、「風評被害」について、これを損害賠償の対象に含める対応を行ってきた。

エ これに対し、本件事案の場合、関東近隣や東京都を超えて静岡に至るまで広汎な地域で出荷制限が課せられ、また、東京での水道水の摂取制限がなされており、影響はより重大な事案である。

また、放射性物質は極めて広範に広がっており、今日でも詳細が判明していないところが多く存在する。即ち、本件事故後、原告をはじめとする市民は、いかなる地域で生活すれば安全な空間放射線量となるのか、いかなる地域の食品や水を摂取すれば健康上問題が生じないのか判断することができないという不安の中での生活を強いられている。

したがって、水道水、飲食物からの内部被曝をできるだけ避けようとする行動、あるいは、自身がどれだけ被曝しているのかを調査しようとする行動は、「消費者行動」として、社会通念上相当なも

のである。

なお原告に生じた具体的な損害項目の詳細については、今後、損害（出費）の項目を精査のうえ主張するが、被曝を避けようとした出費を、「具体的でない」「重大でない」などの抽象的な理由のみで、消費者・市民に転嫁することが許されないことは明らかである。

2 被告が「重大な不安」「具体的な不安」を自認していること

(1) 被告は、原告が準備書面（8）19頁以下で指摘した、被告が東京都の学校給食の検査費用を賠償した点に関し、「学校給食では地産地消の観点からその地域で生産された食品を多く使用しているところ、隣接する千葉県等において一部の農水産物に出荷制限指示が出されたことを踏まえ、『重大な不安』や『具体的な不安』があるというわけではないものの、より一層の安全・安心を確保するために行われた検査であることから、その検査費用について賠償することとしたものである」などと主張している（被告準備書面6の4頁）。

しかし、被告の上記「『重大な不安』や『具体的な不安』があるというわけではないものの」との主張は明らかに虚偽の主張である。

(2) 被告は現在、本件事故によって多数の被害者に対する巨額の損害賠償義務を負っているほか、除染費用も多額となることが試算されており、上記給食に関する検査費用の賠償や後述する空間線量の検査費用の賠償を決定した際、既に巨額の国費の投入を受けている状況にあった。

かかる状況下で当該損害を賠償するか否かを判断するに当たっては、当然、法的な賠償義務の有無を慎重に見極めているはずである。すなわち、被告の置かれた状況からして、法的支払義務の無い賠償はあり得ない。

そして、地方公共団体が当該住民に対して行う給食の検査費用は、本来は当該自治体の行政裁量の枠内で行われるものと考えられると

ころ、その検査費用について被告が法的賠償義務を認めたのは、給食の放射線汚染の有無ないし程度に対する当該住民の恐怖や不安が、当該自治体が検査の実施を余儀なくされる程に重大なものだったからにほかならない。

したがって、「重大な不安」や「具体的な不安」があった場合に賠償義務が生じるという判断枠組みを前提とする限り、被告は、上記検査費用は、「重大な不安」や「具体的な不安」に基づくものであると判断したが故のものにほかならない。

3 被告が甲18号証、甲20号証で検査費用等の支出行為について、相当因果関係の存在を自認していること

そもそも被告は、上記給食の検査費用について法的支払義務を認めていた。この事実は、甲18号証において、賠償項目、賠償対象の地方公共団体（すなわち対象地域）及び賠償対象期間が具体的に限定されていると共に、それ以外の地方公共団体に関して「※1 上記以外についても弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。」（下線は原告代理人の加筆）と記載されていることから明らかである。

すなわち、被告は、東京都の食品検査（なお、学校給食の検査だけでなく、食品衛生法上に基づく食品検査も含まれている。）について、本件事故と相当因果関係のある損害であり、必要かつ合理的なものであるとして賠償義務を自認しているのである。

なお、被告は原告が甲20号証を基に指摘した空間線量の調査費用については反論をしていないが、上記の理屈は当然、同調査費用についても当てはまるものであり、被告は「東北六県と関東一都六県に長野、静岡などを加えた計十七都県とその市区町村」（甲20）における空間線量の調査費用について、本件事故と相当因果関係のある損害であり、必要かつ合理的なものであるとして賠償義務を認

めているのである。

仮に被告の前記「『重大な不安』や『具体的な不安』があるというわけではないものの」との主張を前提にした場合でも、上記のとおり、被告が現在の状況下で法的支払義務が無いのに賠償をすることなどあり得ないから、被告の主張は、重大な不安や具体的な不安がなくとも「相当因果関係」があれば法的賠償義務が生じるという、判例上も確立している上記の理論を認めたものということになる。

すなわち、この場合、被告は「より一層の安全・安心を確保するため」の費用であっても、因果関係が認められる限り賠償対象になると主張していることになる。

したがって、いずれの理論を採用するにせよ、原告の損害の内、下記のものについて被告に賠償義務があることは、もはや争いが無いといえる。

記

(1) ガイガーカウンター購入費

住民の不安を基に行われる給食の検査費用が賠償対象になる以上、同じく検査を行うためのガイガーカウンターの購入費が賠償されることは当然のことである。

(2) 尿検査

住民の不安を基に行われる給食の検査費用が賠償対象になる以上、同じく検査費用としての尿検査費用が賠償されることは当然のことである。

4 ステイトアクションの法理 (the State Action Doctrine) による平等原則の直接適用ないし間接適用により、被告は、差別的対応は許されない

(1) はじめに

被告は、その事業内容においても一定の公共性があり、しかも上記賠償決定時においては、過半数（54.69%）の株式について原子力賠償支援機構が所有していたのであるから、国家機関と同視されるものである。したがって、ステイトアクションの法理が適用されるから、被告は、検査費用等の賠償について、自治体からの請求と、その地域住民からの請求を区別する取り扱いをすることは禁止され、被告はかかる主張をして原告への支払義務を拒絶することは、憲法14条の平等原則に反し、信義則違反ないし権利濫用にあたり許されないというべきである。

(2) ステイトアクションの法理 (the State Action Doctrine 国家同視説)

私人の活動による人権侵害に対し、一定の場合に国家権力による行為（ステイトアクション）と同視して憲法を直接適用する法理である。憲法の私人間効力を、原則として否定する枠組みを維持しつつ、加害者たる私人を国家機関とみなすことができる場合には、その者による具体的な私的行為を国家行為（ステイトアクション）と同視することで、憲法の直接適用を可能とする。

米国の判例によって確立した判例法理で、例えば、公共施設の内部で食堂を営んでいる私人が黒人を差別した場合や、一定の独占的な特許を受けた公共事業的な企業が社員の権利を過度に制約した場合に憲法が直接適用されるというものである。

(3) ステイトアクションの法理適用の要件について

ア 芦部教授によると、① 公権力が、私人の私的行為に極めて重要な程度にまでかかわり合いになった場合、または、② 私人が国の行為に準ずるような高度に公的な機能を行行使している場合に当該私的行為を国家行為と同視して憲法を直接適用するという理論（国家同視説）とされている（岩波書店「憲法 新版補訂版」芦部信喜、112頁）。

イ また、宮下鉦中央大学総合政策学部准教授の論文によると、①私

人の行為が政府の援助と恩恵に依存している場合、②私人の行為が伝統的な政府の機能を果たしている場合、あるいは、③私人による侵害行為が政府の権威によってさらに重いものされている場合には、裁判所が私人の行為を憲法によって規律する法理であるとする。

ウ 上記芦部説の①と、宮下論文の①は、ほぼ同内容といえる。そして、前述の具体例で引用した、市駐車当局が運営している駐車場敷地内でレストランを経営している私人が、そのレストランにおいて、黒人に対するサービスの提供を拒んだ行為が、平等保護条項に反するかどうか争われた事案で、米連邦最高裁は、本件レストランが政府と物理的にも財政的にも結合していること、両者が相互恩恵の関係にあること、政府が黒人差別という不正義を実質的なものとしていることを理由に、レストランの行為は純粋な私的な行為と考えることができなくなると判断した。

(4) 本件はステイトアクションの法理が適用される

被告についてみると、その事業内容においても一定の公共性があり、しかも上記の給食検査費用、空間線量検査費用に対する各賠償決定時においては、被告の過半数（54.69%）の株式について原子力損害賠償支援機構が所有していた。しかも、原子力損害賠償支援機構が被告の株式を取得するに至ったのは、言うまでもなく、被告の賠償業務を支援する目的に出たものにほかならない（原子力損害賠償支援機構法第1条）。

被告の本件事故に関する賠償業務については、上記にいう、「公権力が私人の私的行為に極めて重要な程度にまで関わり合いになった」（芦部説）、「私人の行為が政府の援助と恩恵に依存している」（宮下論文）のいずれにも該当することは明らかである。

すなわち、同時点において、被告が本件事故の被害者との関係では国家機関と同視される。

したがって、被告は公権力と同じく平等原則（憲法14条）が、適用（直接適用ないしは間接適用）され、東京都内の自治体と、原告をはじめとする住民からの賠償請求に対して、不平等な取扱をすることは許されない。

この点、地方公共団体が行った空間線量の検査や食品検査費用について賠償を行う理由は、前記のとおり、当該地域に居住する市民が抱く空間線量や食品に含まれる放射線量に対する不安や恐怖感が重大で具体的なものであったからにほかならない。

同市民らの不安や恐怖感が、被告が原告の抱いた不安や恐怖感に対して主張するように、重大でなかったり、具体的なものでなかったりしたのであったとすれば、それを解消するための検査費用は、当該地方公共団体が、いわば任意かつ好意的に行ったというものに過ぎず、法的な賠償義務が発生するようなものではあり得ない。

上記賠償義務が認められているのは、都内に居住する市民の不安や恐怖感が重大で具体的なものであったことを当然の前提とするものなのである。

にもかかわらず、まさに都内に居住する原告について、その不安、恐怖感を基礎とする損害について賠償義務を認めないのは平等原則に反するものである。

したがって、被告が自治体への支払義務を認めて、住民からの賠償請求に応じないことは、同じ、検査費用等の支出を強いられた被害者に対する著しく不合理な差別にあたるから、被告は、かかる主張をすることはできない。

（5）私人間効力について

なお、念のためであるが、本件において上記ステイトアクションの法理が直接には適用されないとしても、上記の各事情に照らせば、原告の被告に対する不法行為に基づく損害賠償請求（民法709条）ないし原賠法に基づく損害賠償請求（原賠法

3条1項)において、平等原則(憲法14条)の趣旨が勘案されるべきであり(間接適用説)、被告は、原告への支払義務を拒絶することは、憲法14条の平等原則に反し、信義則違反ないし権利濫用にあたり許されないというべきであって、かかる見地からしても、原告の損害について被告の賠償義務が認められるべきことは明らかである。

第2 乙15(東京地裁平成25年1月25日付け判決)は失当である

1 乙15は受忍限度の判断基準を示していない

乙15は、受忍限度に関する判断基準を何ら示すことなく、諸事情を列挙した上で唐突に「社会的に受忍できない限度」の健康上にリスクや影響等を否定している。

しかし、これでは裁判官の感覚のみに依存した、むき出しの価値判断というほかない。裁判においては、法の適用の衡平を担保し、場当たりの判断ではないことを示すため、受忍限度の判断基準を具体的に示されるべきである。

そして、原告準備書面(3)34頁以下で述べたとおり、本件事故に関しては最判平成6年3月24日付判決の判断が適用されるべきであり、当該最高裁判例で検討すべき事情として列挙された諸事情を検討するならば、東京においても、本件事故は優に受忍限度を超えるのである。

2 健康に関するリスクに関する理由齟齬

乙15は、LNTモデルを採用しているようであるが、その一方で、「同基準(原告代理人註 食品についての暫定基準値を指す。)を下回る放射線量において、健康に関するリスクが生じる可能性があるともいえない」(29頁)、「本件事故により社会的に受忍で

きない限度に健康上にリスクを侵害されたとはいえない」（同頁）などと判断している。

しかし、LNTモデルを採用する限り、いかに微少な過剰被曝であっても、ガン死等のリスクはそれに応じて増大する以上、「同基準を下回る放射線量において、健康に関するリスクが生じる可能性があるともいえない」は明確な理由齟齬である（受忍限度内との判断の問題については上記のとおりである）。

3 自主避難の必要性・合理性に関する誤り

乙15は、「福島第一原子力発電所不測事態シナリオの素描」は作成日付で公表されていない、可能性の一つに過ぎない、等の理由から、東京からの自主避難の必要性・合理性を否定する。

しかし、自主避難の必要性・合理性は、避難を要するだけの危難の発生が確実になって初めて認められるものではない。

仮に、東京都にまで大量の放射性物質が到達することが確実な事象が本件原発で発生した場合、東京都に当該放射性物質が到達するのに要する時間はそのときにおける風向き・風速によって異なるのであるが、やや強い風と評価される風速10～15m/秒（時速に換算すると36km～54km）の場合ですら、本件原発から東京までは約250kmであるから約5～7時間しかなく、これが避難可能な猶予時間である（風速によっては、これはさらに短くなる）。この猶予の間に避難するといっても、首都圏の人口は約3000万人であるから、首都圏住民が避難を始めた場合に渋滞等によって鉄道・道路が麻痺状態になることは容易に推認できる上、かかる事態の場合はそもそも首都圏に向かう上り列車が運行されず、したがって下り列車も運行されない恐れもある。

すなわち、東京都にまで大量の放射性物質が襲来することが確実となってからは、避難は不可能である。結果的に放射性物質が襲

来しなかった（実際には襲来していたのであるが）こと自体は、結果論にすぎず、結果が出てからは遅すぎることは自明の理である。

したがって、自主避難は、首都圏までも居住不能になる現実的危険が存在するならば認められなければならない。そして、原告準備書面（7）32頁で述べたとおり、平成23年3月12日から22日頃までの間の当時に誰もがアクセスできた情報に基づくと、東京までも居住不能になる現実的危険性があるという結論を合理的に導くことができた。

したがって、乙15において自主避難の必要性・合理性を否定したのは誤りであり、本件においても、原告の諸出費が必要かつ合理的であること、不安感等が優に受忍限度を超えることは明らかである。

なお、日本政府が首都圏住民に対して避難を勧告しなかった事実は、何ら自主避難の必要性を減殺する事情ではない。日本政府は、原告準備書面（8）4頁以下で詳細に述べたとおり、事故状況や被曝の影響を矮小化して発表してきたほか、パニックを恐れてSPEEDIも違法に公表しなかったのであり、避難の必要性があったとしても、避難指示をしなかったことは明らかだからである。

4 外国政府や外国企業の対応の過小評価

(1) 乙15の判断

乙15は、外国政府は日本国内と同様の情報が入手できる訳ではない、全ての外国政府・外国企業が同様の対応をした訳ではない旨を適示し、これらを根拠に、外国政府等による首都圏等からの退避勧告からは、東京都民が自主避難をすることの必要性・合理性があったとはいえない旨判断する（乙15の32頁）。

(2) 外国政府は一般の日本国民以上の情報を収集できる

各国の大使館員・領事館員等（以下、「大使館員等」という。）

にとって、自国民の保護や安全確保は主要な任務の1つであり、その前提としての情報収集も主要な任務であることは公知の事実である。本件事故という在日する自国民にとって極めて危険な事態に際して、大使館員等が最優先で本件事故の現況や将来の見通しに関して情報収集をしていたことは明らかであり、報道や政府発表等の一般人でもアクセスできる情報以外にも、大使館員等の個人的ルートを介して情報収集を行っていたことは容易に推認できる。

すなわち、外国政府は、一般の日本国民以上に本件事故に関する情報を入手していたことは明らかである。

乙15は、外国政府は日本国内と同様の情報が入手できる訳ではないと判断しているが、通常の実験則に著しく反し、大使館員等の情報収集に向けた意思・能力をあまりにも過小評価した誤りというほかない。

(3) 原子力先進各国政府の判断は自主避難の必要性・合理性を根拠づける

そして、フランス・イギリス・ドイツといった原子力先進国が、自国民に対して東京からの退避を呼びかけ飛行機の臨時便まで要請するなどの対応をとった（詳細は原告準備書面（7）27頁～33頁記載のとおり。）のは、あらゆるルートから収集した情報に基づき、日本駐在ないし本国の専門家が分析した結果であることは明らかである。

単なる危惧感程度の理由で、自国民に対して国外待避等を勧告し飛行機の臨時便まで要請するといった、多額の出費を伴い、自国民の生活・仕事・経済に悪影響を及ぼす勧告をすることは到底考えられないのであり、高度な知識と技術を有する原子力の専門家が、本原発による放射線被害は優に東京にまで及ぶ現実的危険性があると判断していたことは明白である。

そもそも、乙15の判断の前提は、全ての外国政府・外国企業が

退避勧告をしない限り自主避難の必要性・合理性が認定できないとの趣旨と解されるが、原子力先進国政府の判断を軽んじ過ぎているというほかない。原子力に関して世界最高レベルの知見を有しているフランス・イギリス・ドイツ政府（フランス・イギリスは核燃料の再処理設備を稼働しており、また、いずれの国も原発を稼働し、高速増殖炉までも稼働していた。）が上記のとおりの対応を採ったという事実だけからも、一般市民の自主避難の必要性・合理性は優に認定できるというべきである。

以 上